

新旧対照表〔2023年12月1日実施〕

■ でんき契約料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）															
<p>5 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、当社またはKDDIが承諾した場合には、当社またはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">単位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td style="padding: 5px;">払込取扱票の発行1回ごとに</td><td style="padding: 5px;">税抜額 100円 税込額 110円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td style="padding: 5px;">払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに</td><td style="padding: 5px;">税抜額 300円 (税込額 330円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 税込額 110円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)	<p>5 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 当社およびKDDIは、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社およびKDDI所定の事由に該当するときは、当社またはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDIのWEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社またはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">単位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td style="padding: 5px;">払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに</td><td style="padding: 5px;">税抜額 400円 (税込額 440円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 当社およびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社またはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社またはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社またはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社またはKDDIが別に定める条件</p>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)
区分	単位	手数料額														
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 税込額 110円														
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)														
区分	単位	手数料額														
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)														

に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

11 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>5 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、当社または KDDI が承諾した場合には、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 税込額 110 円</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>5 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 当社および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

11 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、当社またはKDDIが承諾した場合には、当社またはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1回ごとに</td><td>税抜額 100 円 税込額 110 円</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 当社およびKDDIは、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社およびKDDI所定の事由に該当するときは、当社またはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDIのWEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社またはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 当社およびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社またはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社またはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社またはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社またはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則

1 実施期日

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款料金表

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>5 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さまからのお申し出を当社または KDDI が承諾した場合には、当社または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 税込額 110 円</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>5 料金等の支払方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 当社および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは、当社または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

10 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

	<table border="1"> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)</td><td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td></tr> </table>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)	税抜額 200 円 (税込額 220 円)						
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)	税抜額 200 円 (税込額 220 円)								
(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。									
9 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を 負担 いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	<p>9 収納手数料の負担等</p> <p>お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td><td>収納代行機関が定める額</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td></tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額									
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)									
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額									
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。										
附 則 (実施期日) この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。	附 則 この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。									

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

	<table border="1"> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)</td><td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td></tr> </table>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)	税抜額 200 円 (税込額 220 円)						
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)	税抜額 200 円 (税込額 220 円)								
(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。									
9 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を 負担 いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	<p>9 収納手数料の負担等</p> <p>お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td><td>収納代行機関が定める額</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td></tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額									
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)									
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額									
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。										
附 則 (実施期日) この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。	附 則 この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。									

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

	<p>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</p> <p>払込取扱票の発行 1 回ごとに</p> <p>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</p>						
<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> <p>(7) お客さまが、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）と UQ mobile 契約を締結している場合、auEL は、料金等に係る債権を沖縄セルラーに譲渡し、これをお客さまは承認するものとします。この場合において、auEL および沖縄セルラーは、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(8) (7)により譲渡した債権の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、お客さまと沖縄セルラーとの契約内容に応じて、UQ でんき料金の請求に係る取扱規約に定めるところによります。</p>	<p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> <p>(9) お客さまが、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）と UQ mobile 契約を締結している場合、auEL は、料金等に係る債権を沖縄セルラーに譲渡し、これをお客さまは承認するものとします。この場合において、auEL および沖縄セルラーは、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(10) (9)により譲渡した債権の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、お客さまと沖縄セルラーとの契約内容に応じて、UQ でんき料金の請求に係る取扱規約に定めるところによります。</p>						
<p>9 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>9 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p>	区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
区分	手数料の額						
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)						
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額						
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。</p>						

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

	<table border="1"> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)</td><td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td></tr> </table>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)	税抜額 200 円 (税込額 220 円)						
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに (税込額 220 円)	税抜額 200 円 (税込額 220 円)								
(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。									
9 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を 負担 いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	<p>9 収納手数料の負担等</p> <p>お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td><td>収納代行機関が定める額</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td></tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額									
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)									
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額									
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。										
附 則 (実施期日) この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。	附 則 この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。									

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

	<table border="1"> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td></tr> </table>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)		
(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。			
9 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	9 収納手数料の負担等 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。			
附 則（実施期日） この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。			

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(8) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(8) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(8) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																					
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様からのお申し出を auEL または KDDI が承諾した場合には、 auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客様は、 本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、 口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL または KDDI 所定の事由に該当するときは、 auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は、 前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、 次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、 auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、 料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、 サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、 auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、 auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客様は、 前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、 次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、 auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 200 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																				
区分	単位	手数料額																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																				
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円																				

(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)
(8) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。		
区分	手数料の額	
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合	収納代行機関が定める額	
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		

(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(9) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL が承諾した場合には、auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客様は本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL が承諾した場合には、auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL が承諾した場合には、auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客様は本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(削除)

附 則（実施期日）

この料金表は2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																					
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さまからのお申し出を auEL が承諾した場合には、 auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 200 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																				
区分	単位	手数料額																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																				
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円																				

	(払込取扱票発行手数料)	(税込額 220 円)
(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。		
	区分	手数料の額
	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円（税込額 330 円）
	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		
(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。		
13 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	(削除)	
附 則（実施期日） この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は2023年12月1日から実施いたします。	

■ でんき契約約款（北陸電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さま、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはロに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項イまたはロによりがたい場合（以下「振込払い」といいます。）であり、前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

	<p style="color: red;">合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額					
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)					
(2)	(1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。						
(3)	料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。						
(4)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。						
(5)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。						
(6)	auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。						
(7)	お客様は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
区分	単位	手数料額					
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)					
(8)	お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の						

収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額

備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。

(9) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

13 収納手数料の負担等

お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

(削除)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

14 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(削除)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客様は本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

14 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(削除)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																	
区分	単位	手数料額																	
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																	
区分	単位	手数料額																	

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	-----------------	--------------------------

(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

14 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(削除)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																					
<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) お客さまからのお申し出を auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>8 料金等の支払い</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料</td><td>払込取扱票の発行 1回ごとに</td><td>税抜額 200 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 200 円
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																				
区分	単位	手数料額																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																				
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 200 円																				

(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)
(7) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。		
区分	手数料の額	
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		

(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

14 収納手数料の負担等

お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

(削除)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたは口によりがたい場合（イまたは口による支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたは口によりがたい場合（イまたは口による支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

		別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額						
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)						
(2)	(1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。							
(3)	料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。							
(4)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。							
(5)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。							
(6)	auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。							
(7)	お客様は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)						
(8)	お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。							

	区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)		税抜額 300 円（税込額 330 円）
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合		収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		
(5) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客様に料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。	(9) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客様に料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。	
(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	(10) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	
13 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	(削除)	
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2023年6月1日 から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2023年12月1日 から実施いたします。	

■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたは口によりがたい場合（イまたは口による支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたは口によりがたい場合（イまたは口による支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

		別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額						
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)						
(2)	(1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。							
(3)	料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。							
(4)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。							
(5)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。							
(6)	auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。							
(7)	お客様は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)						
(8)	お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。							

	区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)		税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合		収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		
(5) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客様に料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。	(9)	auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客様に料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。
(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	(10)	関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。
13 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	(削除)	
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2023年6月1日 から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2023年12月1日 から実施いたします。	

■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたは口によりがたい場合（イまたは口による支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたは口によりがたい場合（イまたは口による支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

		別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額						
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)						
(2)	(1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。							
(3)	料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。							
(4)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。							
(5)	料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。 イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。 ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。							
(6)	auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。							
(7)	お客様は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td><td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)						
(8)	お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。							

	区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)		税抜額 300 円（税込額 330 円）
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合		収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		
(5) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客様に料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。	(9) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客様に料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。	
(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	(10) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	
13 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	(削除)	
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2023年6月1日 から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2023年12月1日 から実施いたします。	

■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）						
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくこ</p>	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">単位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくな</p>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額					
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)					

とがあります。

(4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。

イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(5) お客様からのお申し出を auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客様は、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)

とがあります。

(5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。

イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(6) auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(7) お客様は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回 ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(8) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(9) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に

(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。	定めるところによります。
13 収納手数料の負担等 お客様は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。	(削除)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

■ UQ でんき料金の請求に係る取扱規約

改定前（旧）	改定後（新）																				
(本規約の適用) 第1条 KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「OCT」とい、「KDDI」と併せて「当社」といいます。）は、UQ でんき（KDDI のでんき契約約款に基づき提供されるでんきサービスをいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下「UQ でんき料金」といいます。）について、この「UQ でんき料金の請求に係る取扱規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき UQ mobile 契約者へ請求する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）を行います。	(本規約の適用) 第1条 KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「OCT」とい、「KDDI」と併せて「当社」といいます。）は、UQ でんき（au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）のでんき契約約款に基づき提供されるでんきサービスをいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下「UQ でんき料金」といいます。）について、この「UQ でんき料金の請求に係る取扱規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき UQ mobile 契約者へ請求する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）を行います。																				
(用語の定義) 第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に特段の定めがない限り、本規約で使用する用語は、当社の UQ mobile 通信サービス契約約款の定めに従うものとします。	(用語の定義) 第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に特段の定めがない限り、本規約で使用する用語は、当社の UQ mobile 通信サービス契約約款の定めに従うものとします。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 UQでんき契約</td><td>KDDIのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約</td></tr> <tr> <td>2 UQでんき契約者</td><td>KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者</td></tr> <tr> <td>3 本契約</td><td>UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約</td></tr> <tr> <td>4 本契約者</td><td>当社との間に本契約を締結している者</td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 UQでんき契約	KDDIのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約	2 UQでんき契約者	KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者	3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約	4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 UQでんき契約</td><td>auELのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約</td></tr> <tr> <td>2 UQでんき契約者</td><td>auELとの間にUQでんき契約を締結している者</td></tr> <tr> <td>3 本契約</td><td>UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約</td></tr> <tr> <td>4 本契約者</td><td>当社との間に本契約を締結している者</td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 UQでんき契約	auELのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約	2 UQでんき契約者	auELとの間にUQでんき契約を締結している者	3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約	4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者
用語	用語の意味																				
1 UQでんき契約	KDDIのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約																				
2 UQでんき契約者	KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者																				
3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約																				
4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者																				
用語	用語の意味																				
1 UQでんき契約	auELのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約																				
2 UQでんき契約者	auELとの間にUQでんき契約を締結している者																				
3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約																				
4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者																				
(債権の譲受) 第7条 本契約者（OCTとの間にUQ mobile 契約を締結している者に限ります。以下、本条及び次条において同じとします。）は、OCTがKDDIからUQでんきに関する債権を譲り受けることについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。	(債権の譲受) 第7条 本契約者（KDDI 又は OCT との間に UQ mobile 契約を締結している者に限ります。以下、本条及び次条において同じとします。）は、当該 UQ mobile 契約の相手方である KDDI 又は OCT が auEL から UQ でんきに関する債権を譲り受けることについて、あらかじめ承諾し、かつ、本契約者は、当該債権に関し、当社に対する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限られない。）を放棄するものとします。この場合において、当社及び auEL は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。																				
(債権の譲渡)	(債権の譲渡)																				

第8条 本契約者は、前条の規定により OCT が譲り受けた債権について、OCT が特定 UQ 契約に係る料金等と合算して KDDI に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第8条 本契約者は、前条の規定により OCT が譲り受けた債権について、OCT が特定 UQ 契約に係る料金等と合算して KDDI に譲渡することについて、あらかじめ承諾し、かつ、本契約者は、当該債権に関し、KDDI に対する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限られない。)を放棄するものとします。この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(UQ でんき料金の支払い)

第9条

(略)

5 KDDI は、次のいずれかに該当したときは、払込取扱票（KDDI が指定する店舗において UQ でんき料金の支払いを行うために必要な書面をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、本契約者は、その払込取扱票を使用して支払っていただきます。

(1)口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に UQ でんき料金の支払いを要するとき。

(2)口座振替による料金等の引き落としが残高不足により完了しなかったとき。

(3)クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを KDDI が知ったとき。

6 前項の場合において、KDDI は、その支払方法が変更され、かつ現に支払いが行われたことを KDDI が認知するまでの間、その支払いに係る払込取扱票の発行を継続するものとします。

7 本契約者は、KDDI が払込取扱票を発行したときは、下表に規定する払込取扱票発行手数料に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、この限りではありません。

(UQ でんき料金の支払い)

第9条

(略)

5 KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 KDDI 所定の事由に該当するときは、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

6 お客様は前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

7 KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

8 お客様は、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	料金額（税抜）
----	----	---------

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく払込取扱票発行手数料の支払いを要しません。		
9 お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。		
区分	手数料の額	
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	
備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		
(収納手数料の負担等) 第 11 条の 2 本契約者は、UQ でんき料金について、支払期日を経過した後コンビニエンスストアにおいて支払う場合、料金収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担していただきます。この場合において、負担を要する手数料の額は、収納代行機関の定めるところによります。	(削除)	
附 則 本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。	附 則 本改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。	